
令和5年度事業計画

【I】策定基調

我が国の経済は、ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進みつつあり、サービス消費を中心に回復基調に向かって動き出している。

一方、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、エネルギー・食料品等の価格上昇が続き、世界的な景気後退への懸念が高まっている。

政府は「日本経済の再生」を最優先の課題とし、新しい資本主義の旗印の下で、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野として取り組むこととしている。

こうした状況の中で、「国民生活と経済のライフライン」としての重要な役割を担うトラック運送業界は、「標準的な運賃」の活用等による荷主との適正な運賃・料金等の交渉が引き続き図られるよう、貨物自動車運送事業法に係る時限措置延長への取り組みをはじめ、改正改善基準告示の周知並びに「2024年問題」への適切な対応が図られるよう全力を傾注する。さらに、物流を維持していくために優秀な人材を確保するとともに、高速道路料金の更なる割引など、使いやすい道路の実現に取り組むこととする。

また、新技術を活用した物流DXや物流標準化の推進など、物流のさらなる効率化に向けて鋭意取り組むとともに、環境・SDGs対策を推進することとしている。

以上を踏まえ、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和5年度事業として下記の9項目を最重点施策、及び5項目を重点施策として位置づけ、関係行政機関、全日本トラック協会など関係団体と一層緊密に連携し、諸活動を積極的に推進する。

なお、業務の遂行にあたっては、透明性、公平性、効率性を確保しつつ、適切な執行に努める。

【最重点施策】

- (1)貨物自動車運送事業法に係る時限措置延長への対応
- (2)「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト收受等転嫁対策の推進
- (3)荷主対策の深度化の推進
- (4)燃料高騰対策等の推進
- (5)改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等「2024年問題」への適切な対応
- (6)多様な施策による良質なドライバーの人材確保
- (7)交通及び労災事故の防止対策の推進
- (8)高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- (9)新技術を活用した物流DXの推進

【重点施策】

- (1)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (2)環境・SDGs対策の推進
- (3)適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (4)大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (5)パンデミックにおける適切な対応

【Ⅱ】事業計画

【最重点施策】

(1)貨物自動車運送事業法に係る時限措置延長への対応

①貨物自動車運送事業法に係る「標準的な運賃」及び「荷主対策の深度化」の時限措置延長等への対応

- ・「標準的な運賃」及び「荷主対策の深度化」について、時限措置の延長を強力に推進する。そのため、事業者や荷主に対し実態調査を実施し、改正事業法施行後の状況を把握する。

(2)「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト收受等転嫁対策の推進

①「標準的な運賃」の活用及び原価管理の徹底等による適正なコスト收受等転嫁対策

- ・トラック運送業界の健全な発展のために必要な制度である「標準的な運賃」及び「燃料サーチャージ」のほか、高速道路料金や附帯作業料・待機時間料など実費について、事業継続に必要なコストが收受できるよう積極的に広報・周知活動を行う。
- ・標準的な運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的な運賃の活用によって適正運賃收受に繋がるセミナー等を開催するとともに、業界の指標となる経営分析報告書の作成と個別企業に対する経営診断助成を行う。

(3)荷主対策の深度化の推進

①荷主対策の深度化の推進

- ・事業者の違反原因行為に関する荷主情報の収集を図るため、会員事業者、ドライバー等に対し、国土交通省の意見投稿サイトの積極的な周知を図る。
- ・国土交通省と連携し、事業者の違反原因行為に関する荷主情報を収集する。

(4)燃料高騰対策等の促進

①燃料高騰対策並びに燃料サーチャージ導入の促進

- ・燃料サーチャージについて、事業者が收受できる環境を整備するため、標準的な運賃の告示に位置づけされるよう要請することに加えて、その收受に向けて、Web 広告やリーフレットの配布等荷主への浸透を図るための施策を展開する。
- ・政府与党及び行政機関等に対し、燃料油価格激変緩和事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続について、強力に要請する。

②自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資等の実施

- ・自家用燃料供給施設への助成を実施し、大災害等緊急輸送時における燃料供給体制を整備する。また、最新の排出ガス規制適合車の導入及び物流施設等の整備のための近代化基金融資を推進し、当該利子補給を行う。
- ・国、県信用保証協会のセーフティネット保証を受ける際に支払う保証料の助成事業を行う。

③石油製品価格動向調査の実施

- ・全日本トラック協会が行う石油製品価格の動向調査に協力し、石油製品及び石油製品間の需給動向や価格の変動要因について分析を行い、対応策を検討する。

(5)改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等「2024年問題」への適切な対応

①改正改善基準告示の周知に係る対応

- ・改正改善基準告示の内容について、東北運輸局（運輸支局）及び宮城労働局等と連携を図り、荷主企業・トラック事業者・労働団体・経団連及び商工会議所等々の理解と協力を得ながら、労働時間の改善に向けた対策を進め、また、説明会等を通じて、会員事業者に周知徹底を行い、令和6年4月からの施行に向け遺漏なき対応を図る。
- ・改正改善基準告示に関し、荷主や一般消費者等に対し、Web広告やリーフレットの配布等により荷主等への理解促進を図るための環境整備を行う。

②長時間労働の是正及び取引環境の改善等働き方改革関連法への適切な対応

- ・地方協議会が引き続き的確に運営されるよう全ト協と関係情報を共有し、支援を求めていく。
- ・2024年問題への対応を図るため、時間外労働上限規制への対応状況等の実態把握を行うとともに、関係行政機関や関係団体等との連携を図り、商慣習の見直しに向け、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための環境整備を推進する。

③ホワイト物流推進運動など荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みの実施

- ・「ホワイト物流」推進運動や輸送品目別ガイドラインについて、荷主やトラック運送業界に引き続き周知・普及促進を図り、生産性向上に向けた取り組みに対し、積極的な対応を図る。

(6)多様な施策による良質なドライバーの人材確保

①若年層、女性及び高齢者の採用等を含めた労働力確保及び育成・定着対策の推進

- ・オートマ限定解除及び準中型・中型・大型等免許取得に係る費用に対する支援を行い、若年ドライバーの確保を図る。
- ・人材確保に向けた職場環境改善を促進するため、「運転者職場環境良好度認証（働きやすい職場認証）」取得の支援及び会員事業者の採用ホームページ開設に対する支援を行う。
- ・協会ホームページ内のインターンシップ登録サイトの充実を推進し、業界への採用促進を図る。
- ・トラック業界の労働力を確保し、定着を図るために、若年者、女性及び高齢者を含めた採用活動、採用後の労務管理等のマニュアルを作成、人材確保セミナーを通じ事業者への支援を図る。加えて、労働力確保に係る対外的な広報活動並びに積極的なPR方策を展開する。

②事業後継者等の育成

- ・将来のトラック業界を担う優秀な人材を育成するため、物流経営士の認定、研修及び中小企業大学校講座受講を促進する。
- ・青年部会において、社会貢献活動や他業種青年組織との交流を通じて、事業後継者並びに青年経営者の育成を図る。また青年経営者等の先進的な事業取り組みに対する支援を行う。
- ・女性の職業生活における活躍を推進するため、女性部会において、実務に即した研修事業及び社会貢献活動等を実施し、女性の採用・育成・定着に有効な施策の検討を行う。
- ・事業承継の方法や好事例をまとめた冊子を活用し、事業後継者の確保・育成に悩む中小事業者への支援を行う。

③運転免許制度等に係る諸課題への対応策の検討

- ・19歳でも大型免許取得可能な「特例教習制度」について周知を図り、トラック運送業界への新たな人材確保につながる取り組みを推進する。

- ・運転免許制度を含めたトラック運送業界における人材確保に係わる課題について対応策を検討し、女性や次世代を担う若年労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送業界の社会的役割等を積極的にPRし、職業としての魅力をアピールする。

(7)交通及び労災事故の防止対策の推進

○交通事故防止対策

①事業用トラックによる交通事故実態の把握と要因分析及び事故防止対策の啓発

- ・宮城県が主催する各種安全活動に積極的に参加するほか、協会としての「事故防止コンクール」等を実施し事故の抑止を図る。
- ・「トラック事業における総合安全プラン 2025」特に東北運輸局が重点目標に掲げた「飲酒運転事故防止」「車輪脱落事故防止」については、東北トラック協会（六県）一丸となり目標達成に向けた対策を実施する。又、事故分析結果に基づくより実効性のある各種セミナーを通じた事故防止対策を促進する。
- ・ドライバーの安全教育として、従来からの指定研修施設での安全訓練の受講を助成する。特に宮城県内に設置された全ト協指定機関「総合交通教育センター（富谷・石巻）の活用等で、より充実した教育を推進する。
- ・「車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。特に、車輪脱落事故防止のための増し締め徹底を期すため、トルクレンチを有しない事業所への保有を促進する。

②飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化

- ・全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底し、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
- ・飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

③安全対策機器等の普及促進

- ・先進安全自動車（ASV）の普及拡大を図り、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進を図る。

④運行管理の高度化への対応

- ・運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の進展に合わせ、運行管理における安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資する ICT 技術の活用を図る。
- ・IT 点呼、遠隔点呼、AI ロボット等を活用した自動点呼の普及促進により、運行管理の効率化に取り組む。
- ・自動点呼にかかる支援機器及びシステム等の導入・助成を推進する。

⑤「運輸安全マネジメント」の普及拡大

- ・運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図るため、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。

⑥駐車問題への対応

- ・駐車荷捌き施設の整備促進を関係団体と共同して推進する。

⑦トラックドライバー・コンテストの実施

- ・安全意識ならびに運転技能の向上を図るために宮城県大会の開催、並びに代表選手による「全国トラックドライバー・コンテスト」への出場等も計画する。

⑧トラックステーションの管理運営

- ・長距離運行トラックの安全運行確保を目的とした、利用者が快適に施設を利用できるよう計画的な保全及び運営に努める。
- ・トラックステーションにおけるアイドリングストップ並びにごみの不法投棄禁止の徹底を期すなど、業界のイメージアップを目指し環境啓発活動を推進する。

○労働対策

①過労死等防止対策の推進

- ・「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、引き続き関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。
- ・セミナーや、啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図り、過労死等防止対策を普及促進する。

②健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進

- ・ドライバーの睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査に対する助成を行い、セミナー等を通じて、SAS対策の普及・強化に努める。
- ・「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等を活用したセミナーや、血圧計の普及等ドライバーの生活習慣病対策を通じて、健康起因事故防止対策を推進する。
- ・精神疾患による過労死事案の分析を行い、メンタルヘルスに関する対応策を検討する。
- ・中小トラック運送事業者のための健康管理システム（運輸ヘルスケアナビシステム）について、導入・活用を推進する。

③労働災害防止、荷主対策の推進

- ・荷主先を含めた労働災害の発生状況等の実態を調査分析・把握するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等関係機関との連携を図りつつ、第14次労働災害防止計画（2023~2027）を踏まえた労働災害防止に取り組む。
- ・安全衛生管理の徹底と、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。
- ・陸災防協会が実施するフォークリフト運転技能講習受講料の一部助成を行う。

(8)高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現

①大口・多頻度割引の実質50%の割引への拡充

- ・トラック輸送にとって、高速道路の利用は、ドライバーの拘束時間短縮等働き方改革の実現、輸送時間の短縮及び定時制の確保等生産性の向上の実現に不可欠なものである。トラック輸送が国民生活と経済のライフラインとしての機能を果たすため、大口・多頻度割引の実質50%割引の適用について、関係団体と緊密に連携し政府・与党等に対し要望活動を行う。

②高速道路料金の更なる割引等の拡充

- ・平成 26 年 4 月より導入されている 3 つの料金水準の期限が令和 5 年度末とされているが、より一層の利用重視の観点から、料金水準の引き下げについて要望活動を行う。
- ・高速道路料金の更なる割引について、トラックの利用促進を図り、輸送効率の改善及び一般道の交通安全・環境面の維持を図るため、要望活動を行う。
- ・一般道や混雑する高速道路から、通行量の少ない高速道路への転換促進を図るための料金・割引制度が設けられるよう要望を行う。

③「重要物流道路」の追加指定や機能強化の推進

- ・大型トラックがスムーズに走行できる環境の実現に向けて、重要物流道路の追加指定及び指定された区間の道路整備が早期完成・供用されるよう、要望活動を行う。

④高速道路等ネットワークの積極的な整備推進及びミッシングリンクの解消

- ・トラック輸送ニーズに対応した、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、ミッシングリンクの解消や迂回可能なダブルネットワークの構築等、高速道路及び一般道路が連携した全国道路ネットワークの積極的な整備推進について、地元自治体等と連携し、国土交通省等に対し要望活動を行い、「SDGs（持続可能な開発目標）の達成」や「グリーン社会の実現」を図る。

⑤高速道路における暫定 2 車線の 4 車線化など安全対策及び渋滞対策の推進

- ・より安全に高速道路を利用し、輸送時間の短縮等高速道路の持つ効果が最大限に発揮されるよう、暫定 2 車線の 4 車線化などの安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、国土交通省や全国道路利用者会議等関係機関と連携を図り要望活動を行う。

⑥ SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設の整備・拡充

- ・労働関係法令の遵守及び労働環境改善のために必要な施設として、SA・PA、道の駅における大型車又は特大車用の駐車スペースや、休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大するよう要望活動を行う。

⑦中継物流拠点の整備・拡充等による中継輸送の推進

- ・ドライバーの長時間労働の抑制等働き方改革の推進のため、中継物流拠点（コネクタエリア）の設置箇所を拡大するよう、要望活動を行う。

⑧道路通行及び車両に関する制度の簡素化及び規制緩和要望の推進

- ・特殊車両通行許可に付される通行時間帯条件の緩和など車両制限令や道路運送車両の保安基準、道路交通法施行令について、各種規制の緩和、手続きの簡素化・迅速化等について改善方策の検討を進め、関係省庁に対し要望活動を行う。
- ・軸重に関する諸課題について、関係機関と連携して適正な改善を図る。
- ・特殊車両通行確認制度における、道路関連データのデジタル化の促進や利用しやすい手数料水準について、関係省庁に対し要望活動を行う。

(9)新技術を活用した物流 DX の推進

①自動運転及び環境対応車等の新技術への対応

- ・2050 年のカーボンニュートラルに向けた国の施策をうけて、電気トラック、燃料電池（水素）トラックの導入・普及に向けた課題等の整理を行い、適宜、関係機関に対して要望を発信する。
- ・ドライバー不足や生産性向上等に資する自動運転など新技術を活用した物流の効率化等の推

進について、実用化に向けた課題等の整理を行い、適宜、関係機関に対して要望を発信する。

② IT 化の推進並びに情報セキュリティ対策の対応

- ・ 中小トラック運送事業者を対象とした情報化支援諸施策を行う。また、先進活用事例や情報セキュリティ対策等を幅広く周知するとともに、セミナーを開催するなど IT 活用の推進を図る。
- ・ 輸送効率向上と IT 化を促進するため、求荷求車情報ネットワーク事業を推進する。

③ 新・総合物流施策大綱に基づく物流 DX 及び物流標準化の推進

- ・ 「総合物流施策大綱（2021 年度～2025 年度）」の柱のひとつである物流 DX を推進するため、関係行政機関や関係団体等と連携を図り、物流 DX による生産性向上に向けた取り組みを進めていく。

【重点施策】

(1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

① 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

- ・ 自動車関係団体と連携を図り、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。また、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合には、これを阻止するための要望・陳情活動を行う。
- ・ 特に、走行距離課税の導入については反対の立場に立ち、自動車関係団体と連携を図り活動を行う。

(2) 環境・SDGs 対策の推進

① 「環境ビジョン 2030」の推進

- ・ 環境基本行動計画「環境ビジョン 2030」を踏まえ、次世代自動車の導入支援、輸送の効率化の推進、アイドリングストップの徹底等脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。

② SDGs（持続可能な開発目標）への対応

- ・ 「環境ビジョン 2030」の行動メニューと SDGs の関連性の理解促進を図りつつ SDGs 達成に向けた取組を推進する。

③ エコドライブの徹底に向けた EMS 機器等の導入及びアイドリングストップ支援機器の普及促進

- ・ 燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計など EMS 機器等の導入のための事業を促進する。
- ・ 車載式エアヒータ、バッテリー式冷房装置等アイドリングストップ支援機器導入のための事業を実施する。

④ 環境対応車の普及促進

- ・ 環境対応車である天然ガス及びハイブリッド並びに電気トラックの導入を促進する事業を実施する。

(3) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

全国適正化事業実施機関の事業計画に沿った諸活動及び宮城県トラック協会の事業とタイアップした活動を基本に、事業所の法令遵守と事故防止及び運行管理の支援・指導を推進する。

①実行性のある事業所巡回指導

- ・「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底を図り、評価手法の均一化に努めるとともに、効果的・効率的な実施に努める。
- ・巡回指導は、総合評価の低いE及びDなどの事業者に重点化して実施し、また、重点項目が連続して指摘のあった事業所に加え、前回C評価事業所に対しても事前に改善指導票を发出し、法令遵守の徹底を図る。
- ・適切な改善指導を行い期限内の改善報告を徹底する。
- ・新規許可事業者講習会においては、「特定運転者に対する特別な指導」等、指摘の多い項目に重点を置くとともに、そのフォローも行う。
- ・運輸支局長からの要請に基づく「乗務時間等告示違反営業所に対する特別巡回指導」を適切に実施し、違反などについて早期の改善を図る。
- ・重大事故を誘発する速度超過、過労運転、過積載運行を防止するため、事故防止、安全対策に対する指導内容の充実強化を図るとともに、指摘事項の上位にある、特別な指導、必要な適性診断受診、確実な点呼の実施等について指導を強化する。また、健康に起因する事故防止のため、健康診断の適切な受診等について指導を図る。
- ・巡回指導を通じて、社会保険等の未加入・未納事業者に対し、社会保険等の加入及び保険料の納付の徹底を的確に指導し、その後、加入の確認ができない事業者は、運輸支局に通報するなど行政機関との関係を図る。
- ・街頭パトロール強化、並びに過積載防止対策を図る。
- ・無許可営業所等の違法行為の防止のため、情報の収集及び啓発活動を行う。
- ・輸送秩序確立に資するための啓発、広報活動を行う。
- ・苦情処理体制の確立し、利用者からの苦情の受付及び該当事業者に対する指導を迅速適切に実施する。

②安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び普及促進策の実施

- ・巡回指導の結果、優良な事業所に対して取得の啓蒙を行う。
- ・Gマーク制度申請期間前に、申請説明会及び申請前相談を各支部にて開催し、申請件数と認定率の向上に努める。また、Gマーク制度の変更があることから、令和5年度申請事業者のみならず、令和6年度以降申請事業者に対しても申請説明会の参加を募り、事前の周知を行う。
- ・Gマークラッピングトラックの台数を増やし、荷主、一般消費者に対して安全性優良事業所認定制度の認知とトラック運送業界のイメージアップを図る。
- ・Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

(4)大規模自然災害発生時等における緊急輸送体制の確立

①大規模自然災害発生時等における緊急物資輸送体制の確立及び迅速な対応

- ・「緊急・救援輸送業務実施要綱」に基づき、各支部と連携した輸送体制の確立を図る。
さらに、緊急物資の円滑化を図るため倉庫協会との協力体制を構築する。
- ・地方自治体主催の緊急・救援物資輸送訓練に積極的に参加する。また、災害時の緊急輸送が円滑に実施されるよう、本部・支部の連絡・協力体制等の情報連絡網は緊急輸送対策委員会等で都度、整備を図る。

- ・「緊急物資の輸送に関する協定書」の整備
宮城県・仙台市及び県内各市町村と締結が完了しているが、緊急時を想定した具体的な「協定書」等の見直し等に努める。
- ・大規模災害発生時や復興時におけるトラック輸送に必要な諸手続きの簡素化、ダンプトラックやタンクローリー等の緊急時の輸送体制のあり方について検討する。

②大規模自然災害発生時に備えた災害物流専門家の育成など防災マネジメントの普及拡大

- ・大規模災害発生時における広域的な物資輸送体制の確立を図るため、全ト協及び東北各県ト協と連携し、基礎知識の習得の場を設定するなどにより、災害物流専門家の育成を推進する。
- ・東北地方において大規模災害等が発生した場合、相互応援を円滑に遂行するため東北各県ト協による「協定書」について、今後より具体的な部分の見直し等に努める。
- ・自然災害への対応にあたって、運輸事業者が参考とすべき考え方をまとめた「運輸 防災マネジメント指針」について、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。

(5)パンデミックにおける適切な対応

①パンデミックにおける適切な対応

- ・国民生活と経済を支える持続的な物流の確保を図るため、トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの周知徹底を図る。

(6)その他

①広報対策事業

- ・トラック運送事業の正しい理解促進と社会との共生のため、テレビ・ラジオ等を活用した、業界の役割理解促進及びイメージアップと安全運転並びに省エネ運転を啓蒙する。ラジオでは「交通事故防止」「環境対策」等、労働者確保対策に向けては、運転免許センターやJR 駅構内にポスター等、また、宮城県サッカー協会とタイアップし冠大会の実施及び競技場の大型看板にポスターを掲示するなど強く啓発を進める。
- ・トラック協会報（年3回）やトラック協会のホームページを見やすく充実させ、また、アイ・ファックス利用をはじめ手段・方法を工夫して、会員事業者への情報提供を適時、適切に行う。
- ・10月9日「トラックの日」を中心にエッセンシャルワーカーとしてのトラック輸送の重要性を広く一般に周知する広報活動を展開する。
- ・荷主等に対し2024年問題をはじめとしたトラック運送業界の現状を訴えとともに新たな改善基準告示、適正取引の推進、標準的な運賃の収受、安全性評価事業（Gマーク制度）、引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及に向けて、各種メディアへのPR活動を展開する。
- ・将来の業界を担う優秀な人材を確保するため、各種コンテンツを活用し、くらしと経済を支えるライフラインであるトラック輸送の役割を周知する。

②引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上に向けた支援

- ・引越事業者優良認定制度の普及促進を図り、一般消費者の認知度を向上させるための積極的な周知活動を行う。
- ・優良認定事業者のサービス品質の向上を図るため、お客様対応責任者研修において輸送相談

内容をフィードバックし、消費者トラブルへの適切な対応に努める。

- ・引越講習（引越基本講習、引越管理者講習）を開催し、標準引越運送約款や関係法令等、引越運送事業者として必要な知識の周知徹底を図る。
- ・引越繁忙期におけるサービスレベルや輸送品質を保持するため、分散引越について一般消費者や企業に対して幅広い周知活動を推進する。

③各種委員会・協議会並びに事務局組織の活性化

- ・諸課題に適切に対応しながら、諸会議の効率化・活性化を図る
- ・重複する事業の整理、再編等の検討を行う。
- ・新卒職員の採用を進めるとともに、本部・支部間の人事異動を積極的に展開する。